

町内事業者向け（一般参加も可）

地域づくり勉強会

特定地域づくり事業協同組合の設立検討に向け

「特定地域づくり事業協同組合」制度とは…

令和2年に国が創設した制度で、地域の事業者で組合を設立し、その組合が職員を通年雇用（無期雇用）します。組合職員は、組合に加盟している事業者へ一定期間派遣され、複数の派遣先の組み合わせにより通年で働きます。通年での労働者雇用の確保と季節的に不足する働き手不足の解消を図る取り組みです。また、移住・定住の促進効果も見込まれているものです。

ニセコ町では、①地域課題である働き手不足の緩和、②多様な働き方の推進、③移住希望者の多い地域特性の活用、に向けて「特定地域づくり事業協同組合」の設立を検討しています。

組合設立にあたっては、地域の事業者のみなさんの理解・協力が不可欠であり、また、商工会や観光協会といった関係機関とも連携し、移住定住政策とも連動しながら、地域一体での検討・推進が必要となります。

そこで、これからの地域づくりのあり方をみなさんと一緒に考え、ニセコ町らしい協同組合を検討していくため、全国の地域づくりに精通した有識者をお招きし、勉強会を開催いたします。

ぜひ、気軽にご参加ください。

～協同組合の活用イメージ～

冬はスキー場、夏は農業、他は加工業・飲食業、といった地域の雇用需要に併せた働き方が可能。季節雇用でなく通年での安定的な雇用と地域全体での一定の働き手確保を図る。職員の給料は組合が負担。また、給料を含む組合の運営経費は、国・町から一定の支援があり、それ以外の部分については、職員派遣を受けた事業者が支払う組合への利用料収入によって運営していく仕組み。このため、一般的に国・町からの支援がある分、事業者の負担は抑えられる。組合職員から地域事業者の職員へ転職も可能。移住者の受け皿機能も。

日時

令和6年 **3月18日**（月）19:00～20:30（予定）

場所

ニセコ町民センター 2階 研修室1

講師

明治大学 教授 小田切 徳美 氏

内容

講演（仮題）これからの地域づくりと協同組合への期待

説明 ニセコ町における特定地域づくり事業協同組合の検討について
＜ニセコ町商工観光課＞

参加

無料

申込

申込不要。気軽にお越しください

問合せ

ニセコ町商工観光課（川埜・米田） 電話：0136-44-2121



NISEKO
HOKKAIDO JAPAN